

【論説】災害に対応しうる地域司法のあり方

—公設法律事務所の役割と課題を中心に

飯 考 行

はじめに

法実務について、地域における実情や役割に目を向けられることは、かつてほとんどなく、現在も同様のように見受けられる。弁護士の地域別の人数については、1993年の弁護士会による「ゼロ・ワン」マップの作成公表により、地方裁判所支部管轄地域に0名または1名の「ゼロ・ワン」地区はある程度知られるようになった（当時、203支部のうち75に及んだ）。しかし、いわゆる弁護士過疎地で、住民比で数少ない弁護士がどのように活動しているのかに関する研究は、自身の手記やルポルタージュを除いて、さほど多くない（飯2009、吉岡2013など）。

本来、地域の法実務のあり方は、地域医療や地域福祉と並び、日常の暮らしの規律と何らかのトラブルが生じた際の解決に資するもので、住民の生活の質を左右しうる重要性を持つ。地域司法などの名称で、量および質の点から検討に値するゆえんである（飯2012）。非日常の災害時にも、地域の法実務は、住民生活やコミュニティの再建に影響する。2011年3月の東日本大震災後は、弁護士や日本司法支援センター（以下、法テラス）などの法律関係職と機関が、津波の甚大な被害を受けた東北地方太平洋沿岸部などの被災地で、震災相談や受任にあたり、法の面から生活再建と復興を支援した（飯2013a）。

日常生活は法で規律されるところ、災害が起こると、生活に支障が生じ、その再建に向けた役割も法に求められる。被災者は、自らの生活再建のために法に関する情報を得て援用するほか、情報が十分になく手続きが煩雑な場合などは、当該分野の専門の弁護士、司法書士、行政書士その他の関連業種に相談、依頼することになる。新潟県中越地震後、被災地にひまわり基金法律事務所が設置され、東日本大震災後は、東北地方太平洋沿岸部の既存の同事務所と法テ

ラス地域事務所のほか、新たにひまわり基金法律事務所と法テラス被災地出張所が設立された。これらの法律事務所は、弁護士会、国の助成を受けて運営されるため、公設事務所と称され、災害後の生活再建の法的支援に一定の役割を果たしたと見られる。

これまで、阪神・淡路大震災後の弁護士会および関連業種との協働については文献が多数あるが（兵庫県弁護士会財団法人法律扶助協会兵庫県支部編（2000）など）、公設事務所の設置は2000年以降で、それ以降の災害後に同事務所の果たした役割等に関するまとまった調査分析はないように見受けられる。地域司法は、以上の通り、日常生活の規律のみならず、非日常時の生活の復旧・復興にも関わる。そこで、本稿では、東日本大震災後の法実務に着目して、災害に対応しうる地域司法のあり方を構想する一助として、災害に対応しうる地域司法のあり方を、災害後の公設事務所の役割と課題を中心に検討したい。災害の対象は東日本大震災とし、関連データと現地ヒアリング調査に依拠する。

1. 東日本大震災後の法律問題とその対応

（1）法的ニーズ

日常の社会関係は、法を含む規律の中で運営されており、トラブルの発生や困窮により、法的ニーズとして、権利関係の確定、需給、原状回復、損害補償や、刑罰の発動などが現われる。弁護士の少ない地域で法律相談会が開かれると（とりわけ無料の場合）、クレジット・サラ金の多重債務（とりわけ2000年代まで）、土地境界争い、離婚、相続問題など、多数の問題が見出される。例えば、常駐弁護士不在の徳之島で、鹿児島大学法科大学院クリニックとして実施された無料法律相談会では、2013年2月に2日間で40件以上の相談が寄せられ、深刻な内容が散見された。同クリニックの島嶼相談会は、種子島、屋久島でも行われており（米田2009）、相談者の事後インタビュー調査では、相談会に来て良かったという感想がほとんどで、地域に法律の知識を持つ専門家が存在することの重要性が分かる。

災害後の法的ニーズには、主に人的被害と物的被害に関わるニーズがある。人的被害では、親族を災害で亡くして、相続をめぐる遺産分割が多発する。避

難にかかる指示や誘導の結果、死亡または傷害を負った場合は、その任にあたった学校や職場に対する損害賠償請求もありうる。物的被害では、ローンを組んでいた住宅や自動車が津波で流され損壊し、その支払いが滞る一方、生活再建のために新たにローンを組んで物件を買い直したいという、いわゆる二重ローン問題に伴う債務整理が必要になる。住宅の損壊をめぐるの貸主と借主の紛争や、売買等の契約不履行、保険をめぐる紛争の解決も考えられる。その他にも、生活再建支援金の支給や仮設住宅入居などに関わる行政の対応や、放射性物質被害の補償など、様々な法的ニーズが生じる。

弁護士会の電話・面談震災法律相談には、東日本大震災から1年半ほどで計40,243件（法律相談につき最大3つの法律相談内容に分類されるため重複あり）が寄せられ、その内訳は、震災関連で件数の多いものから、「原子力発電所事故等」（18.6%）、「震災関連法令」（14.1%）、「不動産賃貸借（借家）」（13.5%）、「遺言・相続」（11.2%）、「工作物責任・相隣関係（妨害排除・予防）」（8.5%）、「その他」（8.1%）、「住宅・車・船等のローン、リース」（7.6%）などが続く¹。

（２）対応態勢

東日本大震災で津波の被害を受けた東北地方太平洋沿岸部は、仙台市といわき市を除いて、以前から「ゼロ・ワン」地区の広がる弁護士過疎地であった。東日本大震災後も、常駐する弁護士は、岩手、宮城、福島 of 各県にそれぞれ10名から20名程度で、まさに点在している。北から、久慈、宮古、釜石、大船渡、陸前高田、気仙沼、石巻、相馬、南相馬の各市に、弁護士が数名ずつ開業し、その多くは、30歳代の若手で、2000年代から設置された弁護士過疎解消目的のひまわり基金法律事務所、法テラス法律事務所に任期付きで勤務し、またはそれらから独立した弁護士である。石巻、相馬、南相馬の各市では、近年の弁護士過疎対策と弁護士急増を背景に、若手の独立弁護士が増加しつつある。大船渡、相馬、南相馬の各市には、弁護士法人の従たる事務所が置かれている。

すなわち、東北三県の沿岸部の多くの弁護士は、震災前後の10年間ほどの移

¹ 日本弁護士連合会「東日本大震災無料法律相談情報分析結果（第5次分析）」（2012年10月）による。分析につき、岡本・小山（2012）参照。

入者であった。この変化は、同時期の司法制度改革で、司法・弁護士過疎対策、司法試験合格者増員が進められ、法律事務所の法人化で従たる事務所の開設が可能になったことに起因する。これらの「公設事務所」（本稿では、国の資金で運営される法テラスのほか、弁護士会の基金の補助を受けるひまわり基金法律事務所を含める）と弁護士法人支所が、司法書士等の他の法律関係職とともに、東日本大震災の被災地域の主要な法の担い手であった。上記の弁護士たちが地元で災害対応および通常法律業務にあたるほか、弁護士会が連携して弁護士を派遣し、東京その他の弁護士会所在地で電話相談にあたり、また任意の弁護士間のメーリングリストでの情報交換を介して、震災の法的支援に向けた態勢が組まれた。

2. 被災地における公設事務所の比率の高さ

公設事務所という言葉からは、公的に国や自治体の資金で設立された法律事務所が想起されるが、前述の通り、本稿では任意団体たる弁護士会の設立した事務所も含める。公設事務所には、大きく分けて2つの種類がある。1つ目は、弁護士過疎対応型の、前述の弁護士ゼロ・ワン支部を中心に地方に設置される事務所である。2つ目は、都市型公設事務所と称される、弁護士の多い大都市で満たされない法的ニーズに対応するために都市部に設置される事務所である。一定の公益的な活動を行うことや、弁護士過疎地で活動する弁護士を育成することなどの目的のために、弁護士会・弁護士会連合会の支援と協力で開設・運営される。

ひまわり基金法律事務所は前者であり、弁護士過疎解消のために、日弁連・弁護士会・弁護士会連合会の支援を受けて開設・運営される。日弁連から開設・運営資金の援助が行われるほか、事務所ごとに日弁連・地元弁護士会・地元弁護士会連合会より推薦された委員からなる支援委員会が設置され、所長弁護士の活動が支援される。売上が一定額に満たない場合は弁護士会から補助を受けることができる。弁護士会のひまわり基金により2000年から各地で開設され、累計112か所に設置されている（2013年1月7日現在）。うち41事務所が任期終了後に定着（一般事務所化）、中越地震対応を含む2事務所が廃止されたため、

稼働しているのは69事務所である。上記の通り、東北地方の太平洋沿岸部に比較的多く設置されていた。

東日本大震災後、地域により（とりわけ岩手県で）相談、受任件数は多くなく、被災地のひまわり基金法律事務所運営補助を受けている事務所が存在する。震災後、ひまわり基金法律事務所を数か所新設する話があったとされるが、実際に開設されたのは陸前高田市（いわて三陸ひまわり基金法律事務所、2012年3月）と南相馬市（原町ひまわり基金法律事務所、2013年4月）である。

日本司法支援センター（法テラス）は、総合法律支援法にもとづき、独立行政法人の枠組みに従って設立された法人で、総合法律支援に関する事業を迅速かつ適切に行うことを目的とする（総合法律支援法14条）。裁判その他の法による紛争の解決のための制度の利用をより容易にするとともに、弁護士及び弁護士法人並びに司法書士その他の隣接法律専門職者のサービスをより身近に受けられるようにするための総合的な支援の実施及び体制の整備に関し、民事、刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会の実現を目指して、その業務の迅速、適切かつ効果的な運営を図る。業務の一つに、司法過疎対策があり、身近に法律家がいないう、法律サービスへのアクセスが容易でない司法過疎地域の解消のために地域事務所設置等を行う（同法30条1項4号）。東北地方の太平洋沿岸には宮古市に地域事務所がある。

東日本大震災後は、甚大な被害にかんがみて、法テラスは、弁護士会とともに、東日本大震災による被災者が民事法律扶助制度を容易に利用できる体制を構築するため、臨時出張所を設置した。この被災地出張所では、弁護士が日替わりで待機するほか、法テラス職員が常駐して、主として法的トラブル解決のための情報提供や無料法律相談、民事法律扶助制度による弁護士・司法書士費用等の立替などの業務を実施する。また、相談室機能を備えた自動車で周辺地域を巡回して民事法律扶助制度による無料法律相談を実施する。司法書士や土地家屋調査士などによる各種相談にも対応する。2013年3月末までに、宮城県（南三陸町・東松島市・山元町）、岩手県（大槌町、大船渡市）、福島県（広野町、二本松市）の3県7ヶ所に、期間限定で開設されている。2012年10月末ま

で、出張所 5ヶ所の法律相談件数は約3,900件に上り²、東日本大震災後の1年半の法律相談（約4万件）の1割程度を占めていた。法テラスの設置される地域の中でも、南三陸町は、法テラスの認知度が高く、法律専門家への相談割合と問題解決割合が高いことが認められ、法テラス出張所の開設効果がうかがわれる³。

同じ地域の一般法律事務所との関係で、ひまわり基金法律事務所は、法律相談、国選弁護、法律扶助事件などの公的業務を担うが、他の一般業務も行うため、ときに競合が生じ、競争相手になりうる面がある。法テラスの地域事務所は、ひまわり基金法律事務所と同様に、一般法律事務所と競合関係に立ちうる。加えて、主に法務省の傘下にある法テラスが、国選刑事弁護を業務とする点や、法テラスの弁護士（スタッフ弁護士と称される）が給与制で勤務する形態などについて、一部の弁護士から異論が聞かれ、法テラスそのものに反対する弁護士も一定数いる。また、行政に近い位置づけのため、概して相談者や依頼者が集まりやすい傾向にあり、同一地域の弁護士には脅威に見られている。以上の事情により、法テラス地域事務所および被災地出張所は、ひまわり基金法律事務所よりも、地域の一般弁護士から評判は概して良くないように見受けられる。

3. 震災法的支援の特色

（1）法律相談の無料化

東日本大震災後、被災地では、弁護士等の法律関係職の任意の無料法律相談が避難所、自治体や仮設住宅集会所で行われた。また、2012年度より、法律扶助について、東日本大震災の被災者に対する援助のための日本司法支援センターの業務の特例に関する法律で、東日本大震災法律援助事業が規定され、被災者について（震災時の居住地による）、法律相談の3年無料化のほか、ADR、東京電力への請求書作成や交渉、原子力損害賠償紛争解決センターへの申立て代理依頼が立替払いで可能になった。

² 法テラスプレスリリース（2012年11月20日、2013年4月9日付）による。

³ 日本司法支援センター（2013）4頁の分析を参照。

法律扶助による通常法律相談には、資力要件があり、一定の収入等に満たない人のみが無料となる。しかし、困窮者に対しては、震災後と同様に、日常から無料化することも検討に値しよう。他方、上記の法律扶助にかかる日本司法支援センター特例法は、阪神・淡路大震災時とは異なり⁴、裁判手続代理等の費用を実質的に無料化するものではなかった。両震災後の対応に違いが生じた背景は不明ながら、東日本大震災でも代理手続は無料化されるべきであったと思われ、また日常時の困窮者に対する償還免除も継続課題である。

(2) 電話・訪問相談

従来、弁護士は、法律事務所に来訪する依頼者を待つことが通常であった。しかし、東日本大震災後は、弁護士会や司法書士会で無料電話相談の回線が開通し、法テラスでも電話による震災無料法律相談が開始された。

また、震災後は、弁護士が避難所や仮設住宅に赴いて、潜在的な依頼者に自ら接近する取り組みが見られた。被災地となった東北地方では、弁護士過疎地が広がり、震災以前から弁護士や法律専門家への相談経験のない住民が多く、法律事務所への物理的な距離のみならず、心理的な距離もあったことが想定される。実際に、筆者が聞き取りをしたある弁護士によれば、弁護士は敷居が高いと思われるふしがあるとのことであった。そのことは各種調査結果からもうかがわれる(飯2013b:26-27頁)。法と弁護士への不慣れさは、震災後の相談、依頼件数が伸びないことにも関係するように思われる。現状打開のため、岩手県の弁護士有志は、電話を受けて無料で依頼者の下へ赴くサービスも試行している。また、法テラスの各被災地出張所には、内部で相談可能な設備のある専用車があり、仮設住宅等への訪問法律相談等に利用されている。

震災直後は緊急の相談が寄せられたものの、次第に、法律相談と銘打っても避難所や仮設住宅の相談件数は減少する傾向にあった。そこで、被災地で活動する弁護士の中には、仮設住宅の集会場に集まってもらい、債務の私的整理ガイドラインなどに関する紙芝居を上演する者が現れた。その後、被災者と膝を交えてともにお茶を飲む(「お茶っこ」する)うちに、本人が意識していない

⁴ 同事業の詳細は、法律扶助協会兵庫県支部編(2003)参照。

法律問題が会話の中に出てくることがあるという。これは、潜在的依頼者との人的交流の重要性にかんがみて、岩手弁護士会では、法律相談に赴く弁護士には被災者との「お茶っこ」が推奨されている。こうした取り組みに、弁護士の敷居を下げるため、弁護士の側から意識的にアウトリーチをはかり、依頼者に近寄る姿勢への変化を見てとることができる。

（３）弁護士間の連携

被災地での法律相談は、弁護士有志により、また弁護士会のバックアップにより、被災地へ弁護士が赴いて避難所等で行われた。例えば、岩手弁護士会では、震災後間もない４月末から、弁護士８名（うち６名は他県（秋田県、青森県、北海道、近畿）からの派遣弁護士）で、宮古、山田、大槌、釜石、陸前高田および大船渡の６地区のうちの１地区の４つの避難所を、毎日順次巡回する形で実施された（飯・瀧上2012：12-13頁）。

実際に被災地に赴くのではない方法でも、弁護士間の連携がなされた。メーリングリストとして、弁護士会の東日本大震災・弁護士情報交換MLが発足し、2011年12月11日時点で弁護士と弁護士会事務局員計2,322名（うち2,300名以上が弁護士）の参加する日本最大の震災関連の弁護士MLとなった。このMLに、被災地で法律相談等に当たった弁護士が記事または質問を投稿し、それを閲覧した各地の弁護士が、被災地の状況と法的ニーズをつかみ、また応答することで、全国の弁護士が連携して震災対応にあたることが可能となった。釜石市で法律相談に当たった遠野ひまわり基金法律事務所の弁護士が、同MLに投稿したことを契機に、従来は兄弟姉妹に支給されなかった災害弔慰金について、弁護士の運動と国会議員への働きかけにより、法改正により支給可能になった例が知られている。

（４）弁護士以外の人材の活用と連携

前述の法テラス被災地出張所では、職員として、地元の自治体職員OBなどを含む３名程度の常勤職員を配置し、業務の一環として、地域の仮設住宅等に

法テラスのチラシを配布し、また住民の集会に出かけてPRに努めている⁵。この弁護士以外の地元出身の人材の活用は、法テラスの新聞広告などとあいまって、法テラスの認知度を高めるとともに、業務内容を広く知らせ、前述の法テラス出張所の相談件数の多さに寄与しているように思われる。筆者の赴いた中では、南三陸出張所の職員にとりわけ活気があった。その住民に積極的に溶け込もうとする姿勢は、前述の南三陸での法テラスおよび法律専門家利用の促進につながっているものと推測される。

また、前述のように、弁護士が仮設住宅に赴いて法律相談や紙芝居を行う際は、仮設住宅の集会場、談話室で勤務する支援担当職員に、声かけを依頼している。また、弁護士から支援担当職員に、私的整理ガイドラインの概要やメリットを伝えて、日ごろから接する仮設居住者に告知するよう依頼し、間接的に法的解決策が広まるように取り組んでいる。

4. 課題

公設事務所は、弁護士会または国の援助で業務を行うことができ、採算を度外視して災害後の法的ニーズの対応を行うことができる点で、災害対応に向いていると考えられる。現状では、若手弁護士が所長弁護士を務めており、業務経験の面で一定の限界はあるが、弁護士常駐型の公設事務所の増設を求める声にはもっともな面があると言えよう⁶。

しかし、上記の通り、同一地域の他の一般弁護士との間に軋轢が生じやすく、ひまわり基金法律事務所も法テラス地域事務所、被災地出張所とも、弁護士会の事実上の同意を前提に開設されるため、ときに設置および増設の支障になっており、弁護士界内の同意の取り付けが論点となっている。財政面では、ひまわり基金法律事務所はひまわり基金、法テラスは国の財源から、それぞれ開設、運営資金が支出されており、採算を度外視した公益的な業務を大規模に展開するには限界があることが想定され、資金調達が課題となりうる。

⁵ 被災地出張所の業務データと職員座談会につき、日本司法支援センター編著（2012）12-24頁参照。

⁶ 佐藤（2012）195-196頁と、村山編（2013）の村山眞維巻末言で提起される。

震災後の法的支援活動では、被災地の公設事務所の弁護士を中心に、従来の費用のかかる依頼者待ちの法律業務とは異なる取り組みが見られた。それは、他地域の弁護士や弁護士以外の人材の助力を受けて、依頼者および潜在的依頼者に近づき、紙芝居などで分かりやすく法律問題と解決策を教示し、ともに語らう中で発見、解決する実践であった。

その姿勢にかんがみて、災害後に何よりも重要なことは、従来の弁護士の姿勢にとらわれない、依頼者たる被災者と被災地の重視である。災害対応の公設事務所には、人材面で、災害法制に知悉し被災者支援に熱心に取り組む弁護士を配置することが望ましく、そのための特別の選考方法や報酬措置もありえよう。仮に弁護士界の事情により、公設事務所の開設が進まず、その役割を十分に発揮できない事態になれば、災害復興の妨げにもなりうる。弁護士にはその目的を最重要視して災害に対応し、また弁護士間の競合またはその脅威をできるだけ生じさせないよう、弁護士界以外からの見方への配慮や、法律事務所間の競合をできるだけ防ぐための仕組み作りなどの工夫が求められよう。公設事務所では、ひまわり基金法律事務所でも、法テラス被災地出張所のように、事務職員を地元住民から採用して活用し、弁護士とともに被災者・地の復興に取り組むことも一考に値する。また、資金面では、大規模災害後などの緊急時は、ひまわり基金や法テラス財源に、災害時は外部から寄付を募るなどして増額を可能にする方策があれば、大規模な展開が可能になる。東日本大震災後に見られた、従来の弁護士業務とは異なる実践をさらに伸ばすためにも、被災者・地の法的支援に資する公設事務所の役割を発揮させる方策の検討は、東日本大震災のみならず、今後予想される災害後の法的対応でも重要な課題となっている。

おわりに

本稿では、災害に対応しうる地域司法のあり方を、東日本大震災を事例に、公設法律事務所の役割と課題を中心に検討した。まず、東日本大震災後の法律問題とその対応について、法的ニーズと対応態勢を見た後、被災地における公設事務所（ひまわり基金法律事務所、法テラス地域事務所・被災地出張所）の比率の高さから、その重要性をあらためて確認した。そして、法的震災支援の

特色として、従来の法律事務所での依頼者待ちの姿勢と異なる、法律相談の無料化、電話・訪問相談、弁護士間の連携と、弁護士以外の人材の活用と連携を挙げた。最後に、課題として、公設事務所の災害復興と被災者の生活と被災地の再建における役割の重要性の一方、弁護士界内部の抵抗と財源の制約があることにかんがみ、被災者・地の法的支援に資する公設事務所の役割を発揮させる方策の検討を挙げた。

災害後の被災者の法的ニーズにいかに対応するのか、その中に公設事務所の役割をいかに位置づけるのかについて、災害復興と被災者の生活再建の見地から、弁護士・会にとどまらない検討を行う必要があるところ、いまだその取り組みはいまだ十分でないように見受けられる。しかし、災害への法的対応の見地からは、いかにして災害を法的観点から予防し、対応し、復興を支援するかは、重要な課題であり、対応態勢の整備の検討は、過去の経験に学び、今後の災害を見据えて、引き続き進められる必要がある。

本稿では、弁護士と公設法律事務所を中心にとり上げるにとどまり、司法書士などの他の法律関連職の活動や、弁護士等との他士業間連携についてはフォローしきれなかった。震災ADRを含む多様な法律業務にも触れることがかなわなかった。また、検討の対象は日本国内にとどまった。海外では、筆者の見聞する限りで、アメリカのミシシッピ州で、主に寄付金で運営されて公益的活動を行う法律事務所が、地域のエンパワメントのほか、ハリケーン・カトリナやBPオイル流出事故に対応している (Morse 2011)。オーストラリアでは、リーガル・エイド、コミュニティ・リーガル・センターにより、地域の法律サービス拡充に努められている (司法アクセス推進協会 (2010))。こうした海外との比較研究を含めた災害対応型地域司法の総合的な検討は、今後の課題である。

*本稿の執筆にあたり、科学研究費基盤研究(A) 研究課題番号：23243002、同基盤研究(A) 研究課題番号：24243056、同基盤研究(B) 研究課題番号：24330005、同基盤研究(B) 研究課題番号：25300013の助成を受けている。

文献

- 法律扶助協会兵庫県支部編（2003）『法律扶助事業への展望—阪神・淡路大震災被災者法律援助事業の分析から』。
- 兵庫県弁護士会財団法人法律扶助協会兵庫県支部編（2000）『阪神・淡路大震災 From '95.1.17 被災地弁護士会の活動の軌跡』。
- 飯考行（2009）「弁護士過疎地の市民事件における依頼者・弁護士関係と弁護士倫理」法社会学70号114-128頁。
- （2010）「ゼロ・ワン政策と司法過疎対策の現在」法学セミナー 673号4-6頁。
- （2012）「地域司法論に向けて」法社会学76号116-124頁。
- （2013a）「法律専門家と被災地支援」総合法律支援論叢 2号105-124頁。
- （2013b）「災害に対応しうる法、司法、法学のあり方—東日本大震災を通じて」法の科学44号18-28頁。
- ・瀧上明（2012）「東日本大震災後の岩手県沿岸部における弁護士と法の役割—釜石・大槌地区仮設住宅アンケート調査結果を交えて」人文社会論叢人文科学篇 27号11-35頁。
- Morse, Reilly（2011）, *Come On in This House: Advancing Social Equity in Post-Katrina Mississippi*, in Liu, Amy et al. (eds.), *Resilience and Opportunity: Lessons from the U.S. Gulf Coast after Katrina and Rita*, Brookings Institution Press: Washington, D.C.
- 村山眞維編（2013）『シンポジウム「原子力損害賠償の現状と課題」』。
- 日本司法支援センター編著（2012）『法テラス白書 平成23年度版』。
- （2013）『東日本大震災の被災者等への法的支援に関するニーズ調査報告書』。
- 岡本正・小山治（2012）「東日本大震災におけるリーガル・ニューズと法律家の役割—無料法律相談結果からみえる被害の実像」『法学セミナー別冊 3.11大震災暮らしの再生と法律家の仕事』174-222頁。
- 佐藤岩夫（2012）『「司法過疎」被災地と法的支援の課題』世界838号189-96頁。
- 司法アクセス推進協会（2010）『グローバル化のなかの司法アクセス—多文化主義社会オーストラリアの法律扶助』エディックス。
- 米田健市（2009）「離島等司法過疎地における法律相談実習—鹿児島大学法科大学院の取り組みから」自由と正義60巻4号63-65頁。
- 吉岡すずか（2013）『法的支援ネットワーク—地域滞在型調査による考察』信山社出版。